

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十
七の三第三項の規定に基づき厚生労働大
臣が定める一般用医薬品等

(令和三年六月二十五日)

(厚生労働省告示第二百五十一号)

改正 令和 七年 四月三〇日厚生労働省告示第一五〇号

同 八年 八月 七日同 第三〇六号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九号)による改正後の租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を次のように定め、令和四年一月一日から適用する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等

(令七厚労告一五〇・改称)

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、胃腸薬、浣腸薬若しくは瀉下薬、外用痔疾用薬若しくは内用痔疾用薬、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤(防風通聖

散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含有する製剤を除く。)とする。

- 一 アカメガシワ
- 二 アクリノール
- 三 アスピリン
- 四 アセトアミノフェン
- 五 アセンヤク
- 六 アニス実
- 七 アミノ安息香酸エチル
- 八 アリメマジン
- 九 アロイン
- 十 アロエ
- 十一 アロクラミド
- 十二 イオウ
- 十三 イソチペンジル
- 十四 イソプロパミド
- 十五 イプロヘプチン
- 十六 ウイキョウ
- 十七 ウイキョウ油
- 十八 ウコン
- 十九 ウヅクコツ
- 二十 ウバイ
- 二十一 ウヤク

二十二	ウルソデオキシコール酸
二十三	エイジツ
二十四	エテンザミド
二十五	エピネフリン
二十六	エフェドリン
二十七	エンゴサク
二十八	エンメイソウ
二十九	オウゴン
三十	オウバク
三十一	オウレン
三十二	オキシコーラン酸
三十三	オキシフェンサイクリミン
三十四	オキシポリエトキシドデカン
三十五	オキソアミジン
三十六	カオリン
三十七	カサントラノール
三十八	ガジュツ
三十九	カスカラサグラダ
四十	カッコウ
四十一	カラムス根
四十二	カルニチン
四十三	カルビノキサミン
四十四	カルボキシメチルセルロースカルシウム

四十五	カルボキシメチルセルロースナトリウム
四十六	カンキョウ
四十七	カンゾウ
四十八	乾燥酵母
四十九	乾燥水酸化アルミニウムゲル
五十	キキョウ
五十一	キコク
五十二	キジツ
五十三	グアヤコール
五十四	クジン
五十五	グリシン
五十六	グリセリン
五十七	グルタミン酸
五十八	クロペラスチン
五十九	クロルフェニラミン
六十	ケイ酸アルミン酸マグネシウム
六十一	ケイ酸マグネシウム
六十二	ケイヒ
六十三	ケイヒ油
六十四	ケツメイシ
六十五	ケンゴシ
六十六	ケンゴシ脂
六十七	ゲンチアナ

六十八 ゲンノシヨウコ
六十九 コウジン
七十 合成ケイ酸アルミニウム
七十一 合成ヒドロタルサイト
七十二 コウボク
七十三 コール酸
七十四 ゴシユユ
七十五 コシヨウ
七十六 コデイン
七十七 ゴバイシ
七十八 コロンボ
七十九 コンズランゴ
八十 サイシン
八十一 サザピリン
八十二 サリチルアミド
八十三 サリチル酸
八十四 サリチル酸グリコール
八十五 サリチル酸フェニル
八十六 サリチル酸メチル
八十七 酸化マグネシウム
八十八 サンザシ
八十九 サンシヨウ
九十 サンナ

九十一 ジオクチルソジウムスルホサクシネート
九十二 ジサイクロミン
九十三 次サリチル酸ビスマス
九十四 次硝酸ビスマス
九十五 シソシ
九十六 次炭酸ビスマス
九十七 ジヒドロキシアルミニウムアミノアセタート
九十八 ジヒドロコデイン
九十九 ジフェテロール
百 ジフェニルペリジノメチルジオキソラン
百一 ジフェニルピラリン
百二 ジフェンヒドラミン
百三 ジブカイン
百四 ジブナート
百五 脂肪消化酵素
百六 次没食子酸ビスマス
百七 シャクヤク
百八 シャゼンソウ
百九 シュクシャ
百十 ショウキヨウ
百十一 ショウキヨウ油
百十二 ショウズク
百十三 ショウズク油

百十四 静脈血管叢エキス
百十五 ジリユウ
百十六 スイサイヨウ
百十七 水酸化アルミナマグネシウム
百十八 水酸化アルミニウムゲル
百十九 水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物
百二十 水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム混合乾燥ゲル
百二十一 水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カルシウム共沈物
百二十二 水酸化マグネシウム
百二十三 スクラルフアート
百二十四 スコポラミン
百二十五 セイヒ
百二十六 セキショウコン
百二十七 セツケツメイ
百二十八 繊維素消化酵素
百二十九 センタウリウム草
百三十 センナ
百三十一 センナ実
百三十二 センノシド
百三十三 センブリ
百三十四 ソウジュツ
百三十五 ソヨウ

百三十六 ダイウイキョウ
百三十七 ダイオウ
百三十八 炭酸グアヤコール
百三十九 炭酸水素ナトリウム
百四十 炭酸マグネシウム
百四十一 胆汁末（胆汁エキス（末）を含む。）
百四十二 タンニン酸
百四十三 タンニン酸アルブミン
百四十四 タンニン酸ベルベリン
百四十五 タンパク消化酵素
百四十六 チクセツニンジン
百四十七 チペピジン
百四十八 チョウジ
百四十九 チョウジ油
百五十 沈降炭酸カルシウム
百五十一 チンピ
百五十二 デキストロメトルファン
百五十三 テトラヒドロゾリン
百五十四 デヒドロコール酸
百五十五 天然ケイ酸アルミニウム
百五十六 でんぶん消化酵素
百五十七 糖化菌
百五十八 トウガラシ

百五十九 トウキ
百六十 銅クロロフィリンナトリウム
百六十一 トウヒ
百六十二 トウヒ油
百六十三 動物胆（ユウタンを含む。）
百六十四 トコフェロール酢酸エステル
百六十五 トリプロリジン
百六十六 トリペレナミン
百六十七 トリメトキノール
百六十八 トンジルアミン
百六十九 ナファゾリン
百七十 ナンテンジツ
百七十一 ニガキ
百七十二 ニクズク
百七十三 乳酸カルシウム
百七十四 乳酸菌（有孢子性乳酸菌を含む。）
百七十五 ニンジン
百七十六 ノスカピン
百七十七 バクモンドウ
百七十八 ハッカ（セイヨウハッカを含む。）
百七十九 ハッカ油
百八十 パパベリン
百八十一 パラブチルアミノ安息香酸ジエチルアミノエチル

百八十二 ビサコジル
百八十三 ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム
百八十四 ヒハツ
百八十五 ビフィズス菌
百八十六 ヒマシ油
百八十七 ビヤクジュツ
百八十八 ビンロウジ
百八十九 フェニレフリン
百九十 フラングラ皮
百九十一 プラントゴ・オバタ種皮
百九十二 プロカイン
百九十三 プロメタジン
百九十四 ペクチン
百九十五 ベタイン
百九十六 ベタネコール
百九十七 ベラドンナエキス
百九十八 ベルベリン
百九十九 ベンザルコニウム
二百 ペントキシベリン
二百一 ホップ
二百二 ホミカエキス
二百三 ボレイ
二百四 マオウ

- 二百五 マルツエキス
- 二百六 無水リン酸水素カルシウム
- 二百七 メタケイ酸アルミン酸マグネシウム
- 二百八 メチキセン
- 二百九 メチルアトロピン
- 二百十 メチルエフェドリン
- 二百十一 メチルオクタトロピン
- 二百十二 メチルスコポラミン
- 二百十三 メチルヒヨスチアミン
- 二百十四 メチルベナクチジウム
- 二百十五 メチレンチモールタンニン
- 二百十六 メトキシフェナミン
- 二百十七 メトジラジン
- 二百十八 メピバカイン
- 二百十九 メプリルカイン
- 二百二十 メリロートエキス
- 二百二十一 メントール（**DL**－メントールを含む。）
- 二百二十二 木クレオソート
- 二百二十三 モッコウ
- 二百二十四 ヤクチ
- 二百二十五 薬用炭
- 二百二十六 ヤラッパ
- 二百二十七 ヤラッパ脂

- 二百二十八 ヨウバイヒ
- 二百二十九 酪酸菌（宮入菌を含む。）
- 二百三十 ラクチルフエネチジン
- 二百三十一 リドカイン
- 二百三十二 硫酸ナトリウム
- 二百三十三 硫酸マグネシウム
- 二百三十四 リュウタン
- 二百三十五 リョウキョウ
- 二百三十六 リン酸水素カルシウム
- 二百三十七 レモン油
- 二百三十八 ロートエキス
- 二百三十九 ロート根総アルカロイド

附 則 （令和七年四月三〇日厚生労働省告示第一五〇号）
 この告示は、令和七年十二月一日から適用する。

附 則 （令和八年八月七日厚生労働省告示第三〇六号）

（施行期日）

1 この告示は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の一般用医薬品等指定告示の規定の適用については、一般用医薬品等指定告示中「防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含有する製剤を除く」とあるのは、「大柴胡湯に

基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤並びにニコチンを含む製剤を除く」とする。

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等）

㐅／㐅